

高岡市の制度融資一覧表

資金名		融資要件	資金用途	融資限度額	貸付期間 (内据置期間)	融資利率 保証料率	償還方法	保証人 担保	申込先	
小口事業資金	一般 小口枠	1. 従業員20名(商業、サービス業は5名)以下の中小企業で(1)から(4)の要件を備えていること。 (1)市内に住所又は主たる事業所を有し、1年以上同一事業を継続して営んでいること。 (2)中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種の事業を営んでいること。 風俗営業又は性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。 (3)納期が到来している全ての市税を完納していること。 (4)事業計画が妥当であり、償還が計画どおり行なわれると見込まれること。 2. 申込時に既に融資を受けている資金を借り換える場合は、その2分の1以上を償還し、旧債務取扱金融機関と同一であること。	運転資金	1,250万円	運転資金 5年以内 ただし、「別に定める条件」を満たす場合は7年以内	年2.0%以内 年0.6% 特別小口保険の場合は年0.5%(いずれも市が全額補給)	原則として 元金均等 月賦償還	個人:原則不要 法人:代表権を有する者 原則不要	産業企画課 経済振興課 (福岡総合行政センター内) 高岡商工会議所 高岡市商工会	
	零細 小口枠		設備資金		設備資金 7年以内	年2.0%以内 年0.7%(市が全額補給)				
中小企業振興資金		1. 従業員21名(商業、サービス業は6名)以上の中小企業で(1)から(4)の要件を備えていること。 (1)市内に住所又は主たる事業所を有し、1年以上同一事業を継続して営んでいること。 (2)中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種の事業を営んでいること。 風俗営業又は性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。 (3)納期が到来している全ての市税を完納していること。 (4)事業計画が妥当であり、償還が計画どおり行なわれると見込まれること。 2. 申込時に既に融資を受けている資金を借り換える場合は、その2分の1以上を償還し、旧債務取扱金融機関と同一であること。	運転資金 設備資金	1,500万円	運転資金 5年以内 (6ヵ月以内) ただし、「別に定める条件」を満たす場合は7年以内 設備資金 7年以内 (6ヵ月以内)	年2.0%以内 年0.35%～年1.05% (市が全額補給)	原則として 元金均等 月賦償還	個人:原則不要 法人:代表権を有する者 原則不要		
景気対応緊急資金		中小企業振興資金又は小口事業資金の1の要件を満たすもので、次のいずれかに該当していること。 (1)最近3ヵ月間の平均売上高等が過去3年間のいずれかの年の同期に比較して3%以上減少している。 (2)最近3ヵ月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が過去3年間のいずれかの年の同期に比較して3%以上減少している。 (3)最近1ヶ月の売上原価が前年同期に比べて上昇している。	運転資金	2,500万円	5年以内(6ヵ月以内) ただし、「別に定める条件」を満たす場合は7年以内	年2.0%以内 年0.35%～年1.05% (市が全額補給)	原則として 元金均等 月賦償還	個人:原則不要 法人:代表権を有する者 原則不要		
申込期限 平成24年3月31日	東日本 大震災 特別枠	中小企業振興資金又は小口事業資金の1の要件を満たすもので、次のいずれかに該当していること。 (1)東日本大地震により被災した市内中小企業者 (被災地市町村長等からの罹災証明を受けた方等) (2)東日本大地震により被災した事業者等と取引がある市内中小企業者 (高岡商工会議所、高岡市商工会の認定を受けた方等)	運転資金	2,500万円	6年以内 (1年以内)	年1.8%以内 年0.35%～年1.05% (市が全額補給)	原則として 元金均等 月賦償還	個人:原則不要 法人:代表権を有する者 原則不要		
商工業活性化資金		1. 中小企業振興資金の(1)～(4)の要件を備えていること。 2. 市内で次のいずれかの設備事業を行うもので、その経費が1,000万円以上であること。 (1)店舗、工場、事務所等の新築、増築などを行なう。 (2)営業設備、新鋭機械設備の設置及び改良を行なう。 (3)従業員の福利厚生のための施設を設置する。 事前にお話を聞かせてください。	設備資金	5,000万円 ただし、機械設備、 賃借等は2,000万円	10年以内 (1年以内)	年2.2%以内 年0.35%～1.05% (市が全額補給)	原則として 元金均等 月賦償還	個人:原則不要 法人:代表権を有する者 原則不要		
ものづくり支援資金		1. 次のすべての要件を備えていること。 (1)中小企業であること。 (2)市内に住所又は事業所を有していること。 (3)中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種の事業を営んでいること。 風俗営業又は性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。 (4)納期が到来している全ての市税を完納していること。 (5)事業計画が妥当であり、償還が計画どおり行なわれると見込まれること。 2. 新技術・新商品・新サービスの研究・開発等新しい取り組みを行う方で、過去2年以内に「新技術・新商品補助金」、「見本市等出展事業補助金」及び「県ものづくり研究開発センター活用促進補助金」において、事業の交付決定を受けた方	運転資金 設備資金	5,000万円 ただし、運転資金は 1,000万円	運転資金 6年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (1年以内)	年1.3%以内 年0.35%～1.05% (市が全額補給)	原則として 元金均等 月賦償還	個人:原則不要 法人:代表権を有する者 原則不要		
創業者支援資金		1. 次のいずれかの要件を備え、高岡市内で開業又は開業して1年未満であること。 (1)同一業種に1年以上継続して勤務し、当該業種と同一の業種の事業を営むために要する資金であること。 (2)市長が指定する講習等を受講した者が、事業を営むために要する資金であること。 2. 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種の事業であること。 風俗営業又は性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。 3. 納期が到来している全ての市税を完納していること。 4. 高岡商工会議所又は高岡市商工会の経営指導を受けること。 5. 事業計画が妥当であり、これを実施する能力を有する者と認められること。	運転資金 設備資金	1,000万円	運転資金 6年以内 (1年以内) 設備資金 7年以内 (1年以内)	年2.0%以内 年0.8 (市が全額補給)	原則として 元金均等 月賦償還	個人:原則不要 法人:代表権を有する者 原則不要		高岡商工会議所及び高岡市商工会を經由のうえ産業企画課
緊急経営基盤改善資金		1. 市制度融資の既往債務残高の借換を行なうもので、次の要件を備えていること。 (1)連続する3ヵ月の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期に比較して5%以上減少していること。 (2)経営改善計画を策定していること。 2. 据置期間中及び融資後6ヵ月を経過していないものは対象としない。	借換資金	2,000万円	7年以内 (6ヵ月以内)	年2.0%以内 年0.35%～年1.05% (市が全額補給)	原則として 元金均等 月賦償還	個人:原則不要 法人:代表権を有する者 原則不要		産業企画課 経済振興課 (福岡町行政センター内) 高岡商工会議所 高岡市商工会
中小企業季節融資		市内で1年以上引き続き同一事業を行なっていること。 風俗営業、媒介、金貸、質屋、興行等の業種は除く。	運転資金	300万円	夏季 6月～10月 年末 11月～3月	その都度決定	割賦 または 一括償還	必要に応じて徴する。 原則不要		取扱金融機関 (金融機関に 直接お申込み 下さい。)

「別に定める条件」:最近決算期において2期連続して経常赤字を計上しており、かつ、市内の商工会議所、商工会において経営指導を受けている場合。